

定款の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第7条	<p>① 売り手は発電事業者、買い手は広域機関、費用支払いは小売電気事業者と一般配電事業者であるが、最終的には消費者が負担する構図であるところ、新たな国民負担が想定外に生じることになるが、この制度が法制化の議論もなく定款変更で行えるのは手続きとして不適切ではないか。</p> <p>② 老朽原発やCO₂多量排出電源の温存には都合がよく、固定費の回収が終わった老朽電源の使用延長を促す（新設電源の参入が妨げられる）ことを招くが自由化の主旨に照らして適切なのか。容量市場は再エネ電源には不利になりがちであり、安定的稼働性が課題だとしても系統運用効率化や再エネ電源増加を前提とした受給調整のための柔軟性を備えた施策（それは容量市場では評価されない）によりせめて新旧電源双方とも収益を上げられるような制度設計にすべきでないか。また、そもそも新電力は将来もずっと供給が安定しない電源であるとの前提で議論が行われているが果たしてそうなのか。送電網の拡充や蓄電池の活用やDR等により安定化を図ることが可能なのではないか。</p> <p>③ 容量の確保方法にはエネルギーオンリー市場・人為的価格スパイク・容量メカニズムの戦略的予備力や定額支払等があるが全て検討したうえで最適と判断して本制度の導入を決定したのか。</p> <p>④ 広域機関が行う市場全体の容量設定について、過少であれば供給不足となり過剰であれば発電事業者は過剰な支払いとなって電気料金は不当に上昇することとなるがどのように適切にできるのか。</p> <p>⑤ 稼働状態に関係なく容量に対する入札のため、投資回収済みの電源においては国民負担で建設（総括原価方式）し広域機関から契約金を受け取ることになり二重取りではないのか。償却済み電源は固定費があまりかからず卸電力市場だけで維持費を賄うことも可能であるところその追加的支払い分となる電気料金の引き上げは適切なのか。</p> <p>⑥ いったん導入すれば大規模で複雑な仕組みであることから制度変更や撤退が難しいと言われているがどうなのか。</p>	<p>① 小売電気事業者には従来から自らの顧客需要に応じた供給能力を確保することにより、需要家の利益を守るために、電気事業法において供給能力確保義務が課せられております。しかしながら、旧一般電気事業者（小売及び発電部門）は、離脱需要の増に応じて保有する供給力を減少させていく一方で、シェアを増やしている中小規模の小売電気事業者は中長期的に確保する供給力の割合が低くなっており、将来における供給力不足の問題が懸念されています。中長期的に供給力不足の問題が顕在化すると、再エネを更に導入した際の需給調整手段として必要な調整電源を確保できない問題、大規模災害等が発生した際の電力レジリエンス確保の問題、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。容量市場はこれらの問題を未然に防ぐために将来必要な供給力を予め確保する仕組みであり、小売電気事業者が電気事業法上の供給能力確保義務を果たすための手段と位置付けられます。なお、容量市場の導入につきましては、国の制度検討作業部会中間取りまとめにおいて、電気事業法第28条40第5号に定める業務の一環として本機関が行うものと整理されております。</p> <p>② 容量市場は将来必要な供給力を予め確保するために供給力(kW価値)に対して対価を支払う仕組みです。再エネ電源が持つ環境価値や、再エネ電源の出力変動に対して需給調整を行う調整力等については、別途制度設計が進められている非化石価値取引市場や需給調整市場においてその価値が適切に評価され市場メカニズムを通して対価が支払われることとなるよう検討が進められております。これらの市場制度を組み合わせることで電力市場全体として、安定供給の確保、経済効率性の向上、環境への適合といった政策目的が達成されるものと考えられます。なお、容量市場は再エネ電源の大量導入に必要な調整力の確保の効果も期待できます。</p> <p>③ ご質問にある各制度の比較・分析は、国の市場整備ワーキング・グループや電力システム改革貫徹のための政策小委員会において行われており、容量市場が最も効率的に中長期的な供給力及び調整力を確保する手段であるものとして整理されております。</p> <p>④ 想定需要の変動などにより調達した供給力が不足すれば実需給の1年前に調達オークションを開催し、不足分を補います。また、逆に余剰であればリリースオークションを開催し適切な調達量となるように調整致します。なお、本機関は全国の信頼度基準を満足するように目標調達量を設定した上で需要曲線を策定しますが、その需要曲線は国が関連する審議会等でも審議されます。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
			<p>⑤ 容量市場は新設・既設問わず将来の供給力を予め確保するための仕組みですが、小売電気事業者の事業環境への激変緩和措置として、2010年度末までに建設された既設電源に対しては経過措置（支払から一定額を控除）を導入します。</p> <p>⑥ 容量市場の制度自体の検証・見直しについては定期的に行う予定です。</p>
2	第55条	<p>① 容量拠出金が、投資予見性の低下を招くことなく投資に振り向けられた結果、その目的／効果を超えて必要以上に発電事業者の利潤に留まってしまうか検証されるのか。また、ペナルティの徴収は契約金額の10%に留まっているが受益との均衡は適当なのか。</p> <p>② 年間総コストについては三菱総研が経産省の審議会へ出した試算はあるが公式には示されていない。見通しを示す必要はないのか</p>	<p>① 容量市場の制度自体の検証・見直しについては定期的に行う予定です。</p> <p>② 容量拠出金（年間総コスト）の見通しは、容量市場の約定結果で決まるため、見通しを示すことは難しいと考えております。</p>